

令和 2 年第 1 1 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会
(令和 2 年 1 1 月 3 0 日)

局長 皆様ご苦労様です。ただ今から、令和2年第11回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、
3番 松尾委員、12番 細川委員の2名より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております1議案を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会長 本日は、令和2年第11回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、12名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]

議 長 日程1 会議録署名委員の指名についてであります、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、4番 桑田委員さんと14番 田中委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議 長 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について を議題といたします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長

はい、議長

議案第26号は、〇〇〇〇〇〇が〇〇地係に受注工事の資材置場及び休憩所を設置するため転用するものであります。

詳細は書記に説明させます。

谷口書記

はい、議長

(議案第26号資料説明)

この申請は、〇〇〇〇〇〇が〇〇〇〇〇〇〇〇〇の工事を受注したため、資料4ページのとおり、工事資材の保管場所として資材置場及び休憩所を設置するためのものです。工事の予定期間が3年間見込まれることから、許可日から3年間の一時転用の申請となっております。当該農地の西側の新しい県道を使用し、発電所に移動するため、道路に近い当該農地を使用したいとのことです。転用期間終了後は、びわなどの果樹を植える計画となっております。

この申請地の農地区分につきましては、農振農用地であり、原則転用許可はできませんが、一時的な使用であり、かつ当該農地を使用することが必要であると認められる場合に該当するため、例外的に許可でき、転用可能と判断します。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

桑田委員

はい、議長。

こちらは24日に細川委員と現地を確認いたしました。

今回の計画による周囲の営農への影響はないものと考えられます。また、申請者の事業の遂行のためには立地的にも当該農地を使用することが必要であると認められ、一時転用はやむを得ないものと判断いたします。

議長

ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第26号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了し、令和2年第11回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。